

員から「道立羽幌病院と留萌市立病院の棲み分けについて、地域医療構想の中で競合することはないのか」との質問があり、角副会長（留萌医）から「留萌市と羽幌町は距離がかなり離れているということもあり、羽幌町の患者は道立羽幌病院を受診している。道立羽幌病院で対応できない患者については留萌市立病院を紹介することとしているため、競合することはない」、村松副会長（留萌医）も「道立羽幌病院も地域センターとしてなくてはならない存在だ。ただし、人口が少ないため、医療ニーズが少なく、経営面など辛いところがあるのも現状だ」と答えられた。

総括として、粟井地域医療推進局長（北海道保健福祉部）から、「医師確保については、地域枠制度、地域医療支援センターからの医師派遣や、入学定員のあり方等、かなり精力的に取り組んでいる。地域医療構想の推進について、急性期医療の終わった後の受け皿については、地域ごとに実情が違うので、

地域の中で粘り強く役割および機能分担を進めていってもらいたい」との発言があった。



【留萌医師会・会場風景】



両会ともお忙しい中、出席いただいた地元医師会役員・会員・道庁・各市・振興局の方々に感謝申し上げます。

お知らせ 研修会等への託児サービス併設費用の助成について

当会では、子育て中の医師などに対し、学習する機会を確保することにより、勤務継続や復職の支援を行うことを目的に、下記基準を満たす研修会などにおいて託児サービスを併設した場合の費用として2万円を上限に助成することといたしております。

つきましては、該当の会議、研修会等がございましたら、当会事業第三課までご連絡くださいますようお願いいたします。

助成基準

1. 対象
(1) 当会会員が会長となって北海道内で開催する全国規模の医学会など
(2) 当会会員が会長となって開催する、医師を対象とした学術講演会など
(3) その他、当会が認めたもの

【助成内容】託児室利用料、保育料、交通費

(遊具・おやつ・おむつ等購入代は対象外)

2. 期間 平成29年4月～平成30年3月実施分
3. 助成額 2万円を限度として実費を助成いたします。
※ただし、営利団体等の負担金がある場合は対象外とします。
4. 申請方法 領収書の写し等を添付の上、所定の用紙※によりご申請ください。
※下記連絡先までご請求願います。

《連絡先》 北海道医師会事業第三課
〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目
TEL 011-231-1726 (直通) FAX 011-231-7272 E-mail: josei-dr-shien@m.doui.jp